

活動状況報告（10月）

学生留学コース 5期生 上野 瞭子

フランスでは、街路樹の葉が落ち、寒い冬を迎える準備をしています。フランスには、10月の下旬から11月の中旬にかけて、トゥッサンという休暇期間(Vacances de la Toussaint)があります。私は、この休暇を利用してパリへ行きました。今回の報告では、パリでの学びを紹介します。

まず、日本とフランスの弁護士資格を持ち、パリで活躍されている日本人の弁護士にお話を伺う機会をいただきました。この対話の中で印象に残ったのは、フランスの弁護士資格を持った日本人が求められているものは、フランスの司法制度を日本語で説明する能力であるということです。直訳すると同じ単語でも、日本とフランスでは制度が異なる場合があります。そこで、フランス法を知らないクライアントがフランスで取引をする時に、弁護士はこの違いをわかりやすく説明する必要があるそうです。また、日仏間では両国の関心が似ている分野で取引することが多く、その分野が食や芸術だそうです。この2つの分野は北海道の魅力に含まれているため、自分の留学での学びが大切であるということを確認することができました。この訪問を経て、留学での過ごし方を見直すことができ、より一生懸命に学修に励もうと決意しました。

次に、パリにある2つの裁判所を見学しました。パリの中心であるシテ島(île de la Cité)に位置するパレ・ド・ジュスティス(Le palais de justice)と、北に位置するパリ裁判所(Tribunal de Paris)です。パレ・ド・ジュスティスは、自由に見学することができます。しかし、入口がわかりにくく、建物の中もわかりやすい案内がないため、少し不安になりながら見学をしました。ここには、破毀院(司法訴訟に関する最高裁判所)がありますが、私が見学していたときは、裁判が行われておらず、傍聴をすることはできませんでした。そこで、裁判所としての内部構造を学びつつ、ここは、歴史的建造物でもあるため、ヨーロッパ特有の中世的な装飾に興味を惹かれながら観光をしました。

これとは対比的に、パリ裁判所は、2018年にこの場所に拠点を換え、全面的なガラス張りという現代的な建物です。パリ裁判所は活気があり、多くの裁判が行われていました。法服(法曹が着る黒いマントのような服です。日本では裁判官のみが着用しますが、フランスでは、裁判官だけでなく検察官や弁護士も着用します。)を着た人を多く見かけ、ここが裁判所であるという実感が湧きます。そして、ここには、大審院、小審院や家庭裁判所があり、傍聴を含めて建物内を自由に見学することができます。傍聴した際、ほとんどを理解することはできませんでしたが、いずれ自分が携わる内容かもしれないという今後の学修のモチベーションにつながりました。

その他にも、さまざまな場所で観光をしました。エッフェル塔、ルーブル美術館(EU圏内に住んでいる学生であれば、無料で入館できます。)、ノートルダム大聖堂(火災の修復作業中のため中には入ることができませんでしたが、焼け落ちてしまった部分を遠くから見ることができました)、サンクレール寺院、シャンゼリゼ通り、凱旋門など。また、日本にはない実物のバンクシーの作品「ナポレオン」を見たり、フランス人の友人から聞いたおすすめのレストランで昼食をとるなどもしました。

フランスでの生活も慣れ、多くのフランス人や留学生とのコミュニケーションも増えました。残りの生活も悔いのないようさまざまなことに挑戦しながら、学修に励もうと思いますので、応援よろしくお願いします。

